

地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成29年4月3日付け環地温発第17040316号）第4条第6項の規定に基づき、同条第1項第二号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地下街を中心にその周辺街区の低炭素化を図ることを目的とする。

第2 事業の実施方法等

（1）対象となる事業の要件

- ① 地下街の運営者等が低炭素機器を導入し又は既存設備の低炭素化改修により、地下街におけるCO₂の大幅な削減を行うものであること。
- ② ①の対策のみならず、運用改善も組み合わせることにより、より効果的なCO₂の削減を見込む計画となっていること。
- ③ 事業実施の計画は確実かつ合理的であること。
- ④ 事業実施によるCO₂の削減効果が合理的に説明でき、かつ当該効果が十分高いものと判断できること。
- ⑤ ①及び②に関して、他の地下街にも適用可能な汎用性の高い内容が含まれていること。
- ⑥ 事業の実施に当たっては、環境の保全について適正な配慮を行うものであること。

（2）補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

- ア 事業に必要な用地の確保に要する経費
- イ 建屋の建設（簡易なものを除く。）にかかる経費
- ウ 事業実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入費
- エ 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- オ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- カ 事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- キ 既存施設・設備等の撤去費（機器更新に伴うものを除く。）

ク その他事業の実施に直接関連のない経費

(3) 補助事業者の要件

事業の特性上、土地所有者、施設管理者、テナント等の多数の利害関係者が存在するケースが想定されるが、事業の実施及び事業に係る設備が適正に管理されるような体制が整備されていること。また、事業実施に当たっては各種法令を遵守すること。なお、補助事業者が地方公共団体の場合は、地域住民等による設備の見学をすることなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

(4) 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素の削減量を把握すること。
また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 維持管理

導入した設備は、補助事業申請者及び事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

(6) 事業報告書の提出

補助事業者は、事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、二酸化炭素の削減量等を毎年度取りまとめた事業報告書を別紙様式により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成29年4月3日から施行する。

ただし、平成28年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙様式

(地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業の事業報告書の作成例)

平成〇〇年度地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業
事業報告書

平成〇〇年〇月〇日

事業者名

事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称

〇〇〇事業

2. 事業の概要

【事業で導入した設備の概要を記入する。】

3. 二酸化炭素の削減量

(1) 削減量及び削減率（実績）

【事業の実施による本報告の対象とする年度における二酸化炭素の削減量及び削減率について、算定方法及び算定根拠と併せて記入する。】

(2) 完了実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

【(1)の削減量（実績）が、完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入する（完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）】

4. 今後の取組

【本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、費用対効果や周辺地域の意見も踏まえつつ、波及性、有望性、課題等を含めて記入する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない。】

【ページ番号を付す。】